

令和3年1月7日

関係各位

横浜海上保安部航行安全課

港則法に基づく各種手続の申請書等の様式変更について

平素から、航行安全行政に対して御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続きについて、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされました。

これを踏まえ、港則法（昭和23年7月15日法律第174号）に基づく各種手続の申請書等の様式において、押印、署名を不要とする等の改正を行うこととなりました。

つきましては、申請書（届）様式の一部について別添のとおり改正を行い、令和3年1月1日から施行しておりますので、御了知の上、貴関係者に対し周知方よろしくお願いいたします。

なお、改正前の様式による用紙にあっても、当分の間、使用可能であることを申し添えます。

第1号様式

入 出 港 届

GENERAL DECLARATION

		到着 Arrival	出発 Departure
1. 船舶の名称、種類及び信号符字 Name, Type and Call Sign of ship		2. 到着港／出発港 Port of arrival/departure	3. 到着日時／出発日時 Date-time of arrival /departure
4. 船舶の国籍 Nationality of ship	5. 船長の氏名 Name of Master	6. 前寄港地／次寄港地 Port arrived from/Port of destination	
7. 船籍港、登録年月日 [※] 及び船舶番号 Certificate of registry (Port; Date [※] ; Number)		8. 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's agent 船舶の運航者の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's Operator	
9. 総トン数 Gross tonnage	10. 純トン数 Net tonnage		
11. 港における船舶の位置(停泊地) Position of the ship in the port (berth or station)			
12. 航海に関する簡潔な細目(寄港地及び寄港予定地。積載されたままの貨物が荷揚げされる予定の港に下線を付す。) Brief particulars of voyage (previous and subsequent ports of call; underline where remaining cargo will be discharged)			
13. 貨物に関する簡潔な記述 Brief description of the cargo			
14. 乗組員の数(船長を含む。) Number of crew (incl. master)	15. 旅客の数 Number of passengers	16. 備考 Remarks	
添付書類の枚数 [※] Attached document [※] (Indicate number of copies)			
17. 積荷目録 Cargo Declaration	18. 船用品目録 Ship's Stores Declaration	21. 日付 Date	
19. 乗組員名簿 Crew List	20. 旅客名簿 Passenger List		
22. 乗組員携帯品申告書 Crew's Effects Declaration	23. 検疫申告書 Maritime Declaration of Health		

当局記入欄 For official use

24. 内航船舶

- (注) 1 ※の付されている項目については、記入不要。
 2 傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出発する意図を有する船舶については、8.欄のうち「船舶の運航者の氏名又は名称及び住所」の記入不要。
 3 24.欄には、内航船舶に該当する場合のみチェックを付すこと。

- Note 1 It is not necessary to fill in the item marked "※"
 2 With regard to ships calling at ports in order to put ashore sick or injured persons for emergency medical treatment and intending to leave again immediately, it is not necessary to fill in "Name and address of ship's Operator" of the column "8"

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2号様式

入 出 港 届 省 略 許 可 申 請 書

年 月 日

港長 殿

申請者所属・氏名

船舶の名称		予定到着日時 ／ 出発日時	
船舶の種類			
信号符字又は 船舶番号			
船舶の国籍			
船長の氏名			
総トン数			
乗組員の数 (船長を含む。)			
港における船舶の位置 (停泊地)		省略期間	自 月 日 至 月 日
船舶の代理人 の氏名又は 名称及び住所			
主な航行海域 (航行経路)			
貨物に関する 簡潔な記述			

(第2号様式)

注意

- 1 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 2 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 3 予定到着日時／出発日時が当該欄に記載できない場合は、別紙に記載して添付すること。
- 4 省略期間は、原則として1ヶ月以内の期限に限って申請すること。
- 5 申請書は、1通提出すること。

港長 殿

申請者所属・氏名

【共通項目】

船舶の名称				信号符字又は船舶番号		
船舶の国籍		船舶の種類		総トン数	トン	
船舶の全長	m	最大喫水	m c m	重量トン数	トン	
船舶の代理人の氏名又は名称及び住所				船長の氏名		
危険物情報		品名・等級・国連番号・容器等級・引火点（密閉式による摂氏）		こん包の数	正味重量	船内の積付位置
	入港時					
	出港時					

※「危険物情報」は、記載に代えて、「危険物積荷目録（FAL様式7）」を提出しても差し支えない。

【錨地・停泊場所指定願を行う際に記載】

錨泊・停泊目的		停泊予定期間	月	日	時	分から
希望停泊場所			月	日	時	分まで
※指定錨地・停泊場所						

【移動許可申請を行う際に記載】

移動予定日時	月	日	時	分	移動理由			
停泊場所	移動前			移動後停泊予定期間	月	日	時	分から
	移動後				月	日	時	分まで

【危険物荷役許可申請を行う際に記載】

停泊場所		荷役情報	荷役業者名				
停泊期間	月		日	時	分から		
	月	日	時	分まで			
			荷役期間	月	日	時	分から
				月	日	時	分まで

(第3号様式)

注意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
 - 港則法第5条第2項又は第3項の規定による錨地指定の申請
 - 同法第22条の規定による危険物積載船舶の停泊場所指定の申請
 - 同法第7条第1項の規定による移動許可申請
 - 同法第7条第2項の規定による移動届
 - 同法第23条第1項の規定による危険物荷役許可申請
- 2 用途により、表題中不要の文字を削り、各欄の記載事項はそれぞれの用途に応じて記載すること。
- 3 「最大喫水」の欄には、停泊期間中の最大喫水を記載すること。
- 4 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 5 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 6 「停泊場所」の欄には、「岸壁又は錨地の名称」若しくは「岸壁又は錨地コード」を記載すること。
- 7 ※欄には記載しないこと。
- 8 弾薬及び火工品については、薬量が判明しているときは、正味重量の下に（ ）を付して薬量を記載すること。
- 9 停泊場所指定願及び移動許可申請のみの申請を行う場合は、「危険物情報」の「入港時」の欄に、積載している危険物の情報を記載すること。
- 10 危険物荷役許可申請を含む申請を行う場合は、入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」、「荷繰する危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「船舶の積付位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。なお、「開放」とは、当該危険物の揚荷をする場合を除き、開放された場所に危険物を積載している場合又は危険物を積載してある船倉若しくは区画を開放する場合をいい、「非開放」とは、危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合をいう。
- 11 「荷役情報」は荷役関係者が記入のこと。
- 12 「危険物情報」の欄中「等級」とは、火薬類等級1. 1、火薬類等級1. 2、火薬類等級1. 3、火薬類等級1. 4、火薬類等級1. 5、火薬類等級1. 6、有機過酸化物（爆発物）、引火性高压ガス、非引火性非毒性高压ガス、毒性高压ガス、引火性液体類（容器等級Ⅰ）、引火性液体類（容器等級Ⅱ）、引火性液体類（容器等級Ⅲ）、可燃性物質、自然発火性物質、水反応可燃性物質、酸化性物質、有機過酸化物（爆発物を除く。）、毒物、放射性物質等第1種、放射性物質等第2種、放射性物質等第3種、腐食性物質、有害性物質又はその他の別をいう。また、「国連番号」が無い危険物については、危険物コード（MSコード）を記載し、「容器等級」については引火性液体類のみ記載すること。
- 13 「危険物情報」は、記載に代えて、「危険物積荷目録（FAL様式7）」を提出しても差し支えない。なお、FAL様式7については、港長窓口でも入手可能である。
- 14 「危険物情報」の欄に記載を要しない場合は、同欄に「無し」の記載又は斜線を引く等該当が無い旨わかるようにしておくこと。
- 15 移動届として使用する際は、表題を訂正の上、移動許可申請と同様の項目に記入すること。
- 16 申請書等は、1通提出すること。
- 17 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

第4号様式

係留施設使用届

年 月 日

港長 殿

届出者所属・氏名

船舶の名称			
船舶の国籍		船舶の種類	
船舶の全長	m	総トン数	トン
重量トン数	トン	最大喫水	m cm
船舶の代理人の氏名又は名称及び住所			
係留施設の名称又は場所		係留期間	自 月 日 時 分
			至 月 日 時 分
主な揚荷	種 類		数 量
主な積荷	種 類		数 量

(第4号様式)

注意

- 1 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 2 届書は、1通提出すること。

第5号様式

係留施設使用届省略許可申請書

年 月 日

港長 殿

申請者所属・氏名

1 係留施設の名称又は場所

2 係留施設使用届省略期間

自 月 日
至 月 日

3 係留の用に供する船舶の要目

船舶の名称	船舶の種類	総トン数	重量トン数	船舶の全長	最大喫水

(第5号様式)

注意

- 1 省略期間は、原則として1ヵ月以内の期限を限って申請すること。
- 2 申請書は、1通提出すること。

第6号様式

修 繕 ・ 係 船 届

年 月 日

港長 殿

届出者所属・氏名

船舶の名称		船舶の種類	
船舶の国籍		総トン数	トン
船舶の全長	m	最大喫水	m cm
船舶の代理人の氏名 又は名称及び住所			
修繕・係船期間	自 年 月 日	修繕・係船中 の停泊場所	
	至 年 月 日		
主要修繕箇所・係 船理由及び方法			
乗組員の数		修繕・係船中 の乗組員の数	
事故防止措置			
※指定停泊場所			

(第6号様式)

注意

1 この様式は、次の用途に使用できる。

修繕届

係船届

2 用途により、表題中不要の文字を削り、各欄の記載事項はそれぞれの用途に応じて記載すること。

3 船主以外の者が船主の代理人として届け出る場合には、船主の氏名を記載し、その下にその者の所属氏名を記載すること。

4 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。

5 届書は、1通提出すること。

6 ※の欄は記載しないこと。

第7号様式

危険物運搬許可申請書

年 月 日

港長 殿

申請者所属・氏名

船舶の名称				信号符字又は 船舶番号		
船舶の種類		総トン数	トン	重量トン数	トン	
船舶の全長	m	最大喫水	m cm	船長の氏名		
船舶の代理人の氏名 又は名称及び住所						
危険物 情報	品名・等級・国連番号・容器等級・引火点（密閉式による摂氏）			こん包 の数	正味 重量	船内の 積付位置
運搬業者名			荷役業者名			
運搬期間 及び回数	自 月 日 時 分		荷 役 期 間 回	積込	自 月 日 時 分	
	至 月 日 時 分			荷卸	自 月 日 時 分	
				至 月 日 時 分		
運搬区間	場 所			岸壁又は錨地コード		
	自			()		
至			()			
経路						

(第7号様式)

注意

- 1 申請者が船長の場合は「船長の氏名」の記載を要しない。
- 2 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。
- 3 弾薬及び火工品については、薬量が判明しているときは、正味重量の下に（ ）を付して薬量を記載すること。
- 4 運搬時の「危険物情報」には、「荷役する危険物」、「その他の危険物」に区分し記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「船舶の積付位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。なお、「開放」とは、当該危険物の揚荷をする場合を除き、開放された場所に危険物を積載している場合又は危険物を積載してある船倉若しくは区画を開放する場合をいい、「非開放」とは、危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合をいう。
- 5 「危険物情報」の欄中「等級」とは、火薬類等級1. 1、火薬類等級1. 2、火薬類等級1. 3、火薬類等級1. 4、火薬類等級1. 5、火薬類等級1. 6、有機過酸化物（爆発物）、引火性高圧ガス、非引火性非毒性高圧ガス、毒性高圧ガス、引火性液体類（容器等級Ⅰ）、引火性液体類（容器等級Ⅱ）、引火性液体類（容器等級Ⅲ）、可燃性物質、自然発火性物質、水反応可燃性物質、酸化性物質、有機過酸化物（爆発物を除く。）、毒物、放射性物質等第1種、放射性物質等第2種、放射性物質等第3種、腐食性物質、有害性物質又はその他の別をいう。また、「国連番号」が無い危険物については、危険物コード（MSコード）を記載し、「容器等級」については引火性液体類のみ記載すること。
- 6 申請書等は、1通提出すること。
- 7 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

第8号様式

私設信号使用許可申請書

年 月 日

港長 殿

(特定港以外の港にあつては、管轄の海上保安監部長又は海上保安部長あて)

申請者所属・氏名

- 1 目 的
- 2 信号を発する場所
- 3 方 法
- 4 内 容

信 号	信 文	応 答 信 号

5 使 用 期 間

6 そ の 他

(係留施設の使用に関する信号の場合は、係船浮標については、海図上の著名物標からの方位・距離、係船岸壁等の場合は、所在地“図面添付”を記載すること。)

(第8号様式)

注 意

申請書は、1通提出すること。

第9号様式

(工事・作業又は行事) 許可申請書

年 月 日

港長 殿

(特定港以外の港にあつては、管轄の海上保安監部長又は海上保安部長あて)

申請者所属・氏名

1 目的及び種類

2 期間及び時間

3 区域又は場所

(区域を示す図面を添付すること。)

4 方 法

(火薬類を使用する場合は、その旨明記すること。)

5 そ の 他

(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。)

(第9号様式)

注 意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
工事又は作業許可申請書
行事許可申請書
- 2 用途により、表題中不要の文字を削ること。
- 3 申請書は、1通提出すること。
- 4 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。

第 10 号様式

進 水 ・ 入 出 渠 届

年 月 日

港長 殿

届出者所属・氏名

船舶の名称			
船舶の国籍		総 ト ン 数	トン
最 大 喫 水	m	cm	船舶の全長 m
船舶の代理人の氏名 又は名称及び住所			
入 渠 目 的		現在の港における船舶の位置 (停泊地)	
入 渠 日 時	月 日 時 分		
船渠 の名称 船台		出渠・進水後 の停泊場所	
出 渠 日 時 進 水	月 日 時 分	進 水 距 離	船台下端から約 m

(第 10 号様式)

注 意

1 この様式は、次の用途に使用できる。

進水届

入渠届

出渠届

入出渠届

2 用途により、表題中不要の文字を削り、各欄の記載事項はそれぞれの用途に応じて記載すること。

3 「船舶の代理人の氏名又は名称及び住所」の欄には、代理店が設定されている場合は代理店の名称、住所及び電話番号を、また、代理店が設定されていない場合は運航者の名称及び住所を記載すること。

4 届書は、1 通提出すること。

第 11 号様式

竹木材水上荷卸・筏運行・係留許可申請書

年 月 日

港長 殿

申請者所属・氏名

荷卸船舶	船舶の名称		港における船舶の位置 (停泊地)	
	総トン数	トン		
貨物の種類 及び数量				
荷主名				
筏運行の目的		荷卸期間 運行	自 月 日 時 分	
引船の名称			至 月 日 時 分	
筏の大きさ 及び数		運行区間 (図面添付)	自	
1回に曳航する 枚数及び全長			至 経路	
筏係留の目的		係留場所 及び方法 (図面添付)		
係留期間			自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	

(第 11 号様式)

注 意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
竹木材水上荷卸許可申請書
筏運行許可申請書
筏係留許可申請書
竹木材水上荷卸、筏運行許可申請書
筏運行、係留許可申請書
竹木材水上荷卸、筏運行、係留許可申請書
- 2 用途により、表題中不要の文字を削り、各欄の記載事項はそれぞれの用途に応じて記載すること。
- 3 申請書は、1 通提出すること。
- 4 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。